

建物等調査（事後）業務委託 特記仕様書

1 委託名称 市立秋田総合病院改築に伴う建物等調査（事後）業務委託

2 履行場所 秋田市川元松丘町、川元山下町、川元開和町、川尻総社町地内

3 共通仕様書の適用

この特記仕様書は、市立秋田総合病院改築に伴う建物等調査（事後）業務委託に適用し、特記無き事項については秋田県用地調査等業務共通仕様書（令和5年10月1日以降適用）（以下、「共通仕様書」という。）を準用する。

4 業務目的

本業務は、市立秋田総合病院改築事業の施工に起因する周辺建物の損害の有無を把握するため、周辺建物の事後調査を行うものである。また、調査の結果、建物の損害が改築事業の施工に起因するものと認められる建物については、補償費用の算定を行う。

5 業務内容

(1) 打合せ等

- ・打合せ、協議（着手前・調査段階随時・調査完了時）
- ・現地踏査
- ・作業計画の策定

(2) 事後調査および算定業務（対象建物は、調査対象建物位置図による）

・木造建物A	事後調査	<u>1 1 棟</u>
・非木造建物イ	事後調査	<u>3 棟</u>
・区分所有建物等	事後調査	<u>4 戸</u>
・木造建物A	算定	<u>3 棟</u>
・非木造建物イ	算定	<u>3 棟</u>

(3) 報告書作成

6 成果品

(1) 業務成果の報告書を作成の上、提出書類として報告書2部、電子媒体（CD-R）1部を提出する。ただし、調査職員から提出部数変更の指示があった場合には、これに応じるものとする。

- (2) 提出する写真の撮影はデジタルカメラで行うものとし、既存の損傷がある部分について、引き延ばしを行っても鮮明さを確保できる画素数（800万画素以上が望ましい。）とすること。

7 個人情報の取り扱い

別に定める「個人情報取扱特記事項」による。

8 その他

- (1) 本業務における「算定」および「費用負担の説明」の数量は、建物等の損害の申し出があった件数を見込んでいる。
- (2) 本業務を履行するにあたり、本特記仕様書および共通仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し業務を進めるものとする。